資 料 3

令和2年3月23日

令和元年度協議会臨時会議案書

酒匂川流域下水道事業連絡協議会

目 次

議案番号	議案の件名	頁
議 案 第 1 号	酒匂川流域下水道事業の計画変更について	5
議案第2号	酒匂川流域下水道の建設負担金について	7
議案第3号	酒匂川流域下水道の建設負担金に係る 負担原則の改正について	9

議案第1号

酒匂川流域下水道事業の計画変更について

令和12年度を計画目標年度とした下水道事業計画は、次のとおりとする。

変 更 計 画

市町名	計画処理区域	計画汚水量	計画汚水量
	(ha)	(m³/日最大)	(m³/日平均)
小田原市	2, 888. 80	129, 490	104, 516
秦野市	58. 70	2, 212	1,605
南足柄市	796. 50	31, 673	27, 596
二宮町	449. 00	10, 262	7, 423
中井町	306. 05	6, 502	5, 496
大井町	454. 90	7, 927	5, 991
松田町	222. 80	4, 935	3, 538
山北町	375. 30	7, 447	6, 594
開成町	375. 40	14, 920	12, 413
箱根町	258. 79	8, 142	3, 031
合 計	6, 186. 24	223, 510	178, 203

現 行 計 画

市町名	計画処理区域	計画汚水量	計画汚水量
	(ha)	(m³/日最大)	(m³/日平均)
小田原市	2, 931. 16	118, 792	96, 330
秦野市	58. 70	2, 460	1, 798
南足柄市	1, 026. 50	38, 185	33, 055
二宮町	525. 70	11, 723	8, 629
中井町	314. 00	7, 850	6, 746
大井町	530. 50	9, 790	7, 331
松田町	287. 80	5, 647	4, 064
山北町	375. 30	9, 373	8, 302
開成町	381. 00	14, 611	12, 330
箱 根 町	258. 79	10, 222	3, 271
合 計	6, 689. 45	228, 653	181, 856

議案第2号

酒匂川流域下水道の建設負担金について

(1) これまでの建設負担金について

現行の負担比率による建設改良事業負担は、令和2年度で終了とし、これまでの負担金については、新たな負担率による精算を行なわないものとする。

(2) 今後の建設負担金について

令和3年度からの建設負担金は、次の負担率により負担する こととする。

改正

市町名	計画汚水量	負担率 (%)
	(m³/日平均)	
小田原市	104, 516	58. 65
秦野市	1, 605	0.90
南足柄市	27, 596	15. 49
二宮町	7, 423	4. 17
中井町	5, 496	3. 08
大井町	5, 991	3. 36
松田町	3, 538	1. 98
山北町	6, 594	3. 70
開 成 町	12, 413	6. 97
箱根町	3, 031	1.70
合 計	178, 203	100.00

現 行

市町名	計画汚水量 (m³/日平均)	負担率 (%)
		50.05
小田原市	96, 330	52. 97
秦野市	1, 798	0. 99
南足柄市	33, 055	18. 18
二宮町	8, 629	4.74
中井町	6, 746	3. 71
大井町	7, 331	4. 03
松田町	4, 064	2. 23
山北町	8, 302	4. 57
開 成 町	12, 330	6. 78
箱 根 町	3, 271	1.80
合 計	181, 856	100.00

議案第3号

酒匂川流域下水道の建設負担金に係る負担原則の改正について

「酒匂川流域下水道の設置に関する負担の原則」、「酒匂川流域下水道の 改築に関する費用負担の原則」及び「酒匂川流域下水道の長寿命化対策 に関する費用負担の原則」の負担3原則について、次のとおり改正、統 合する。

第3項は、負担割振りの基礎となる各市町の将来汚水量は、「都市計画 法の規定により市街化区域及び市街化調整区域を定める際の人口規模及 び産業規模を基準として算定した平成42年の計画汚水量とする」から 「計画区域における現況や将来の人口動向に影響を及ぼす都市政策等を 勘案した人口規模及び産業規模から算定した令和12年度の計画汚水量 とする」に改める。

第7項は、改正後の負担の原則は、「平成25年度から適用する」及び「令和2年度から適用する」から「令和3年度から適用する」に改める。

長寿命化対策は、地方公営企業法の適用により、改築(資本的支出) に区分されることを踏まえ、負担3原則を一つに統合するものとし「酒 匂川流域下水道の設置・改築に関する負担の原則」に改める。

酒匂川流域下水道の設置・改築に関する負担の原則 (改正後の全文)

- 1 国庫補助事業の地方負担額及び単独事業費については、県と関連市町が分担するものとし、県と関連市町の負担割合はそれぞれ1/2とする。
- 2 関連市町間の負担の割振りは、次表により計画汚水量に比例して定めるものとする。

区分	負 担 の 割 振 り	
処理場建設費 及び管渠建設費	全市町で負担する	
箱根小田原幹線管渠費	箱根町で負担する	
処理場改築費 及び管渠等改築費	全市町で負担する	

- 3 負担割振りの基礎となる各市町の将来汚水量は、計画区域における現況や将来の 人口動向に影響を及ぼす都市政策等を勘案した人口規模及び産業規模から算定し た令和12年度の計画汚水量とする。
- 4 都市の発展状況が、計画内容と著しく相違する状況が見られた場合には、別途協議のうえ計画変更するものとし、その場合の市町負担金は、調整するものとする。
- 5 県及び関連市町の各年度の分担金は、それぞれの年度の事業費を按分して定めるものとする。
- 6 この負担の原則に定めのない事項又は、負担の原則に定められた事項について疑義が生じた場合は、別途協議して定めるものとする。
- 7 この改正後の負担の原則は、令和3年度から適用する。

「酒匂川流域下水道の設置・改築に関する費用負担の原則」新旧対照表

「酒匂川流域下水道の設置・改築に関する費用負担の原則」新旧対照表			
改正		現 行	
酒匂川流域下水道の設置・改築に関する費用負担の原則	酒匂川流域下水道の <u>設置</u> に関する負担の原則	酒匂川流域下水道の改築に関する費用負担の原則	酒匂川流域下水道の長寿命化対策に関する費用負担の原則
1 国庫補助事業の地方負担額及び単独事業費については、 <u>県と</u> 関連市町が分担するものとし、県と関連市町の負担割 合はそれぞれ <u>1/2</u> とする。	1 国庫補助事業の地方負担額及び単独事業費については、 県と関連市町が分担するものとし、県と関連市町の負担割 合はそれぞれ <u>2分の1</u> とする。	1 施設の改築に関する事業費の地方負担額については、県と関連市町が分担するものとする。 なお、県と関連市町の費用負担割合は、県1/2、関連	1 <u>施設の長寿命化対策に関する事業費の地方負担額</u> については、関連市町が分担するものとする。
2 【略】	2 関連市町間の負担の割振りは、次表により計画汚水量に 比例して定めるものとする。	市町1/2とする。 2 関連市町間の負担の割振りは、次表により計画汚水量に 比例して定めるものとする。	2 関連市町の負担の割振りは、次表により計画汚水量に比例して定めるものとする。
区 分 負担の割振り	区 分 負担の割振り	区 分 負担の割振り	区 分 負担の割振り
処理場建設費 及び管渠建設費 全市町で負担する	処理場建設費 及び管渠建設費 全市町で負担する	処理場改築費 及び管渠等改築費 全市町で負担する	<u>処理場長寿命化対策費</u> 及び管渠長寿命化対策費 全市町で負担する
箱根小田原幹線管渠費 箱根町で負担する 処理場改築費 全市町で負担する 及び管渠等改築費	箱根小田原幹線管渠費箱根町で負担する		
3 負担金割振りの基礎となる各市町の将来汚水量は、 <u>計画</u> 区域における現況や将来の人口動向に影響を及ぼす都市政 <u>策等を勘案した</u> 人口規模及び産業規模 <u>から</u> 算定した <u>令和1</u> <u>2</u> 年度の計画汚水量とする。	3 負担金割振りの基礎となる各市町の将来汚水量は、 <u>都市計画法の規定により市街化区域及び市街化調整区域を定める際の</u> 人口規模及び産業規模 <u>を基準として</u> 算定した <u>平成4</u> 2年度の計画汚水量とする。	3 負担金割振りの基礎となる各市町の将来汚水量は、 <u>都市計画法の規定により市街化区域及び市街化調整区域を定める際の</u> 人口規模及び産業規模 <u>を基準として</u> 算定した <u>平成4</u> 2年度の計画汚水量とする。	3 負担金割振りの基礎となる各市町の将来汚水量は、 <u>都市計画法の規定により市街化区域及び市街化調整区域を定める際の</u> 人口規模及び産業規模 <u>を基準として</u> 算定した <u>平成4</u> 2年度の計画汚水量とする。
4 【略】	4 都市の発展状況が、計画内容と著しく相違する状況が見られた場合には、別途協議のうえ計画変更するものとし、 その場合の市町負担金は、調整するものとする。	4 都市の発展状況が、計画内容と著しく相違する状況が見られた場合には、別途協議のうえ計画変更するものとし、 その場合の市町負担金は、調整するものとする。	4 都市の発展状況が、計画内容と著しく相違する状況が見られた場合には、別途協議のうえ計画変更するものとし、 その場合の市町負担金は、調整するものとする。
5 <u>県及び</u> 関連市町の各年度の分担金は、それぞれの年度の 事業費を按分して定めるものとする。	5 県及び関連市町の各年度の分担金は、それぞれの年度の 事業費を按分して定めるものとする。	5 県及び関連市町の各年度の分担金は、それぞれの年度の 事業費を按分して定めるものとする。	5 関連市町の各年度の分担金は、それぞれの年度の事業費 を按分して定めるものとする。
6 【略】	6 この負担の原則に定めのない事項又は、負担の原則に定められた事項について疑義が生じた場合は、別途協議して定めるものとする。	6 この負担の原則に定めのない事項又は、負担の原則に定められた事項について疑義が生じた場合は、別途協議して定めるものとする。	6 この負担の原則に定めのない事項又は、負担の原則に定められた事項について疑義が生じた場合は、別途協議して 定めるものとする。
7 この改正後の負担の原則は、令和3年度から適用する。	7 この改正後の負担の原則は、平成25年度から適用する。	7 この改正後の負担の原則は、 <u>令和2</u> 年度から適用する。	7 この改正後の負担の原則は、平成25年度から適用する。